コンプライアンスに関する規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人フードバンク仙台(以下、「この法人」という。)が適正な活動を維持し発展させるために、コンプライアンスに係る方針及びその 推進に関する必要な事項を定め、これらを遵守した運営体制を確立することを目的とする。

(コンプライアンスの定義)

第2条 本規程におけるコンプライアンスとは、本規程に定める行動規範に従いながら、 この法人の事業活動やそれに関連する社会的諸活動等(以下、事業活動等という。)に 関わる法令並びにこの法人における各種規程(定款・規約・規則・規程及び倫理)を遵 守することをいう。

(本規程の適用範囲)

第3条 本規程は、この法人の全ての役員及び職員(正職員、契約職員、パート・アルバイト職員及びその他この法人業務従業者を含む。以下「役職員」という。)に適用される。

(コンプライアンス担当部門、または担当責任者の設置)

- 第4条 この法人は、コンプライアンスに関する諸事項を取扱い、本規程の適切な運用を 実現するために、理事会の決議に基づきコンプライアンス担当責任者を置くものとす る。
- 2 コンプライアンス担当責任者はコンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 この法人は、コンプライアンス違反等に関する相談や通報のための内部通報窓口を設けることとし、「内部通報制度に関する規程」を別途に定める。

(コンプライアンス委員会)

- 第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当責任者を委員長とし、理事及 び外部有識者を委員として構成する。
- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

- (5) 第 3 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 4 号の処分及び再発防 止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、必要に応じ開催する。

(コンプライアンス統括部門)

第7条 この法人の事務局をコンプライアンス統括部門とする。

2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(役職員の行動規範)

- 第8条 この法人の役職員は、コンプライアンスを推進し、この法人に対する誠実義務を 果たすとともに、以下の行動規範に従って、この法人の事業活動等に公正かつ熱心に従 事するものとする。
 - (1) 他者の人権を尊重し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、宗教、心身の障がい、または年齢を理由として差別をしない。
 - (2) 職務上の立場を利用して不正に個人的な利益を得ない。関係する団体や個人から、社会通念を超える接待を受けたり、金銭・贈り物等を受領しない。

また、この法人の財産(有形無形)を私的に流用しない。

- (3) 関係団体や政府機関(地方公共団体、特殊法人等、外国の政府機関を含む。)及び その職員(元職員を含む。)、政治家(候補者を含む。)等に対し、法令及び健全な 商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態の如何を問わず、利益の提供をしない。
- (4) 事業活動等に関し、代理店等に対し業務委託を行うなどこの法人外との契約をする場合、原則として、事前にその報酬等につき、合理的に取り決め、報酬の支払につき 法令上の規制がある場合には、当該法令に従う。
- (5) この法人が取扱う個人又は団体に関する情報の保護を徹底し、不適切な情報の開示・漏洩、目的外使用や第三者提供等をしない。
- (6) 会計情報を正確に記録し不適正な会計処理、誤解を与える会計報告を行わない。
- (7) その他、一般的社会規範を含む社会的なルールを遵守し、高い倫理観を保持し、この法人が社会から期待されるあるべき姿を想定して良識をもって適切に行動する。

(コンプライアンス違反発生時の対応)

- 第9条 コンプライアンス違反が発生した時には、コンプライアンス担当責任者は、以下 の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - (2) 再発防止策の策定
- 第10条 コンプライアンス違反を行った者は、その違反の内容・程度等を考慮のうえで、しかるべき手順に沿って、懲戒処分等の措置の対象とする。
- 第11条 コンプライアンス違反発生後の対応内容については、これを公開するものとする。

(本規程の改廃)

第12条 本規程の改廃については、理事会で決議する。

付 則

この規程は、2024年2月1日から施行する。